

「くじゅうスキー場」 利用約款

第1条（目的）

当約款は、九重森林公園株式会社が運営するくじゅうスキー場（以下「当施設」という）管理区域内における施設利用者の安全と施設の維持向上を目的としています。

当約款に定めのない事項については、関係法令の定めに基づき、関係法令に定めがない事項については全国スキー安全対策協議会の定める「スノースポーツ安全基準・2013年10月改訂版」に準じ、また社会通念上の判断に準じます。

第2条（禁止事項）

当施設利用に関して以下の事を禁止いたします。

- ① 規制されたコースでの滑走やコース外などの立入禁止区域へ進入すること
- ② 施設内のネット・ロープ・標識や掲示物などを傷つけたり破損させること
- ③ 施設内の立木・リフト支柱・照明支柱・人工降雪設備の間近を滑走すること
- ④ 他の利用者の滑走を妨げたり、故意に間近を滑走すること
- ⑤ リフト等索道の運行を故意に妨げること
- ⑥ 飲酒や薬物等の影響により心身が正常でない状態で滑走すること
- ⑦ グレンド・施設内への飲食物の持ち込みをすること
- ⑧ 施設内で許可なく営業行為を行うこと
- ⑨ その他、これらに類する行為・法令等で禁止されていること

第3条（行動規則）

スノースポーツには様々な危険が伴うことから事故防止と他者に対しての注意義務が求められます。

以下の行動規則を守ってご利用ください。

- ① 他者の体や持ち物を傷つけたり、他者の安全を脅かしてはならない
- ② 前方の滑走者の滑走進路を妨害してはならない。
- ③ 地形・天候・雪質・体調・混雑状況に合わせてスピードコントロールし、いつでも危険を回避できるように、努めなければならない。
- ④ 他者を追い越す場合はあらゆる行動を予想し、危険のない間隔を空けなければならない。
- ⑤ 滑り始める時・合流地点・コースを横切るには、周囲の安全を確認しなければならない。
- ⑥ コース内で長時間立ち止まったり座り込んで서는ならない。転倒したりやむなく止まらなければならない場合には速やかに端に避けコースを空けなければならない。
- ⑦ コース内を登る時・歩く時・立ち止まる時はコースの端を利用しなければならない。
- ⑧ 掲示・標識・放送等の注意を守り、施設パトロール・係員の指示には従わなければならない。
- ⑨ 当施設では許可した滑走用具以外は使用することができない。
- ⑩ 事故に遭遇した場合は救助活動・通報に協力し、当事者・目撃者に関わらず氏名・住所・連絡先を明らかにしなければならない。当施設は当該氏名等の情報を当該事故に必要な限度で利用でき、関係する官公署・医療機関等に提供できるものとする。

第4条（注意事項）

当施設では、利用者の安全確保のために対策を講じ努力をしておりますが、特有の危険が伴うことを理解し、利用者ご自身が注意深く行動し以下の危険を避けるようにしてください。

- ① 降雪・吹雪・降雨・濃霧など天候にともなう危険 ホワイタウト（天候の具合で雪面の高低や凹凸が分かりにくい状況）を含む
 - ② 崖・急斜面・溝・沢など地形に伴う危険
 - ③ アイスバーン・深雪・クレバス・雪崩など雪質や雪面の状態による危険 ツリーウェル（樹木の傍に空いた深い穴）、ツリーホール（雪解けにともない樹木 まわりに 露出した地面）なども含む
 - ④ 立木・切り株・茂み・岩石・露出した地表・水路など自然の障害物による危険
 - ⑤ リフト支柱・人工降雪設備・標識・ロープ・マットなど人工の工作物との衝突による危険
 - ⑥ 雪上車両との衝突の危険
 - ⑦ スノーパークの利用にともなう危険
 - ⑧ スキーヤー・スノーボーダーのスピードの出し過ぎによる危険
 - ⑨ 自己転倒による危険
 - ⑩ 他のスキーヤー・スノーボーダーとの衝突による危険
 - ⑪ 疲労・飲酒・薬物・体調不良による危険
 - ⑫ 不適切な用具の使用などによる危険
 - ⑬ その他、これらに類する危険
- 2 当施設内の保護マットやネットは危険箇所や進入禁止エリアを示すもので、衝突の安全を保障するものではありません。
- 3 当施設ではこの注意事項及び第2条・第3条で定めた禁止条項・行動規制を無視または軽視したことによる事故に関しては責任を負いません。
- 4 第2条・第3条に従っていただけないご利用者につきましては、当施設の利用をお断りいたします。またその際のリフト券払い戻しは一切行いません。

第5条（シーズンパスについて）

くじゅうスキー場が発行するシーズンパス利用者は、下記に定められた規約を遵守するものとします。

1（本利用規約の発効）

本券の申し込みをもって、利用規約に同意したものとします。

2（購入取消等）

ご購入完了後の取消や払い戻しは、いかなる場合でも行っておりません。また、天候、ゲレンデ状況、または運営上の理由等による営業期間の短縮、時間の変更となった場合も、その補償対応等はい行いません。ただし、以下の場合に限り返金対応の検討をさせていただきます。

「当施設の営業開始から当該シーズンを通して営業が10日に満たない場合。」

3（有効期限）

本券の有効期間は、当該シーズンの営業開始から営業終了迄となりますが、営業期間、営業時間、積雪状況、ゲレンデ状況、その他の理由により予定より前後すること、短縮することがあります。

4（不正利用の禁止）

- ①本券の利用は登録者に限ります。ご本人以外利用は一切認めません。本券をご本人以外が利用した場合は本券を直ちに無効とし、没収及び利用停止といたします。
- ②本券を他人に譲渡、転売、貸与することはできません。発覚した場合には、没収及び利用停止となります。また、本券の改変、偽造が発覚した場合も同様となります。
- ③当施設は不正利用者に対し以後の当施設の利用をお断りさせていただく場合があります。
- ④パトロールまたは当施設係員が本券の提示を求めた際は速やかにご提示をお願いします。

5（紛失時の取り扱い）

当該パスを紛失した場合、手数料 3,000 円にて再発行いたします。

6（個人情報の取得）

当施設は本券申込者より、申込みに必要な個人情報を取得しますが、購入時・ゲート通過時の本人確認以外、その他の目的には一切利用いたしません。

第 6 条（損害賠償請求及び費用負担）

当社では、禁止事項・行動規則・注意事項に違反した行為によって発生した一切の事故の責任を負いかねるとともに、当社に損害又は賠償費用が発生した場合には、その事故を発生させた利用者に対してこの損害の賠償又は発生した費用を請求させていただきます。

- 2 本約款等に違反し、閉鎖されたコースや立入禁止の区域に出たスキー場利用者又はその知人等から当社に遭難救助の申告があったときは、当社単独又は当社と関係官公庁等が協力して救助活動を行います。当社は救助活動終了後、捜索・救助に要した人件費、雪上機器費用、索道運行費用、照明電気費用、その他発生した費用の一切を当該スキー場利用者に請求させていただきます。
- 3 当施設内ならびに駐車場における利用者同士の事故・盗難等に対して責任を負いません。

第 7 条（不可抗力等）

天災その他の不可抗力に基づく事由により、当施設利用者の安全が確保できないおそれがある場合には、スキー場又はリフトの全部又は一部の営業を休止することがあります。

第 8 条（その他）

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 4 年 3 月 1 日施行）による指定暴力団及び指定暴力団員並びに反社会团体及び反社会团体員等（暴力団及び過激行動団体等ならびにその構成員）の方々のご利用は、固くお断りいたします。

第 9 条（利用約款の変更）

当社は以下の場合、裁量により利用約款を変更することができます。

- ① 利用約款の変更が、当施設利用者の一般の利益に適合するとき。
- ② 利用約款の変更が、契約をした目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- ③ 当社は前項による利用約款の変更にあたり、変更後の利用約款の効力発生日の前までに、利用約款を変更する旨および変更後の利用約款の内容とその効力発生日を当社ウェブサイトに掲示し通知します。
- ④ 変更後の利用約款の効力発生日以降にスキー場利用者が当施設を利用したときは、利用約款の変更に同意したものとみなします。

附則（2026 年 4 月 1 日制定）

この約款は、2026 年 4 月 1 日から適用する。